

群馬県ツキノワグマ出没対応マニュアル

令和6年9月

環境森林部自然環境課

目 次

第 1 はじめに

<u>1 趣旨</u>	2
<u>2 定義</u>	2

第 2 平常時対応（出没時への準備）

<u>1 関係機関の役割</u>	3
<u>2 関係機関の連絡体制の構築</u>	3
<u>3 出没対応時の物品の準備</u>	4
<u>4 情報把握と普及啓発</u>	5

第 3 捕獲方法の判断基準と対応方法

<u>1 追い払い</u>	6
<u>2 はこわな（捕獲檻）による捕獲</u>	6
<u>3 銃器による捕獲</u>	7
<u>4 麻酔銃猟</u>	9

第 4 出没時対応

<u>1 クマの生息地（山）や人の生活圏以外での出没</u>	11
<u>2－1 人の生活圏で出没かつ、出没時点では、緊急性がない</u>	13
<u>2－2 人の生活圏で出没かつ、出没時点で緊急を要する</u>	14

第 5 人身被害発生時の対応

<u>1 人身被害情報の把握</u>	17
<u>2 注意喚起</u>	17
<u>3 現場の確認</u>	17
<u>4 捕獲の検討</u>	18
<u>5 原因調査と対策の検討</u>	18

第1 はじめに

1 趣 旨

本マニュアルは、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害の防止を図るため、クマの目撃・出没時に特化して県、市町村、警察、捕獲従事者（鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）・捕獲隊・専門事業者等）の関係者の役割や対応の指針を定めるものである。地域で、体制や関係性が確立されている場合には、地域での実施方法によることを妨げない。

なお、本マニュアルにかかわらず、クマの保護及び管理については、群馬県ツキノワグマ適正管理計画に基づくものとする。

2 定 義

本マニュアルで使用する用語の定義は次のとおりとする。

出没：目撃のほか、出没の形跡（足跡、糞等）も含める。

人の生活圏：人の日常生活が行われている空間、地域及びその範囲

住居集合地域等：鳥獣保護管理法第38条第2項に定める「住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所」

第2 平常時対応（出没時への準備）

1 関係機関の役割

出没時に備え、自分の役割や関係機関の役割を把握しておくことがスムーズな対応につながる。

主な役割は表1のとおりであるが、協力・連携して行う。

表1 関係機関の役割

関係機関	役割	具体的な対応例
市町村	出没対応の主体	住民への注意喚起、地元警察署との連絡調整、情報集約、捕獲従事者への追い払い・捕獲依頼、パトロール、有害捕獲許可、住居集合地域等における麻酔銃使用申請、情報発信（必要に応じて教育委員会への連絡を検討）
警察	安全確保	パトロール、注意喚起、立入り制限、交通整理、現場確認、情報発信
捕獲従事者 （捕獲隊・実施隊・専門事業者等）	追い払い・捕獲	追い払い・捕獲、麻酔銃猟の実施
県（自然環境課）	市町村支援	県民への注意喚起、情報発信、体制強化、住居集合地域等における麻酔銃使用許可、対応に関する連絡調整、データ収集・整理、県警本部との連絡調整
県（環境森林事務所（森林事務所を含む））		現地立会い、市町村応援、対応に関する連絡調整、地元警察署等との連絡調整
地域住民・学校等	市町村への協力	目撃情報の通報、市町村への協力、保護者への連絡、児童の安全確保

2 関係機関の連絡体制の構築

地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）は、狩猟事故防止対策会議等を活用し、出没時に備えて、緊急時（休日、夜間等）の連絡先を確認しておく。また、各機関は、出没時に連絡する必要がある連絡先を確認しておく（例：学校等の教育機関、捕獲従事者）。

なお、連絡体制図は図1のとおり。

地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）間の情報共有は、

第1報：市町村の場合 → { 警察署
→ 県環境森林事務所 } を原則とする。

第1報：警察署の場合 → 市町村 → 県環境森林事務所を原則とする。

ただし、状況に応じて柔軟に対応する。

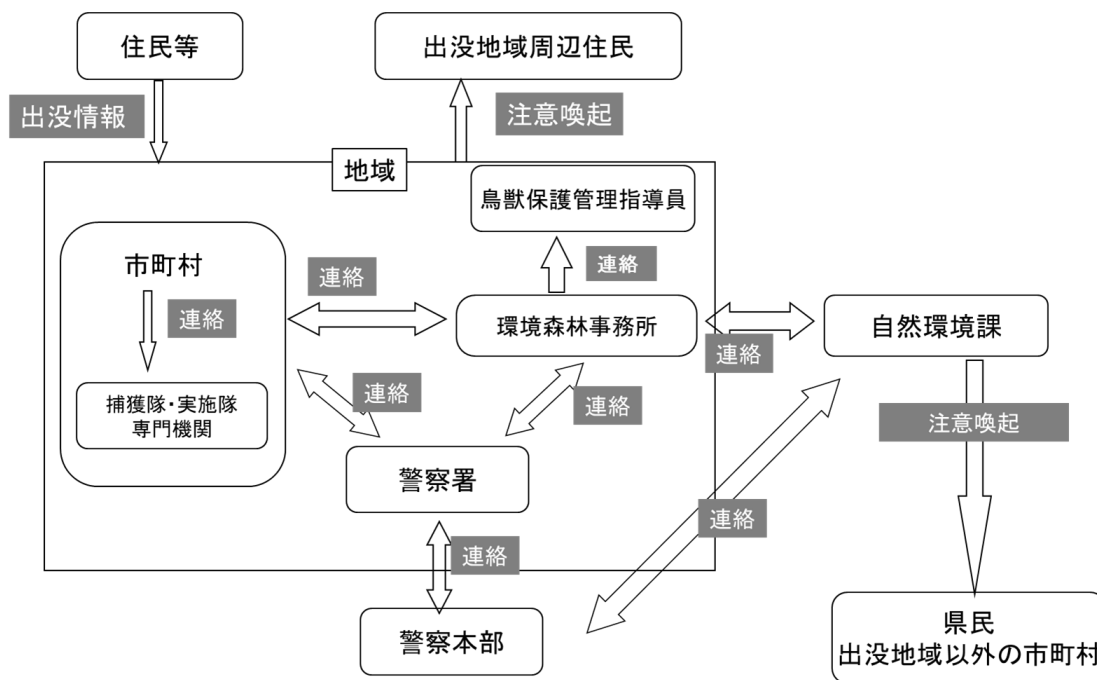


図1 出没時の連絡体制

3 出没対応時の物品の準備

出没時の現場対応に備えて、地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）は、安全確保のための装備の準備と扱い方法の確認をしておく。

【準備しておく物品例】

- ・携帯電話又は無線機
- ・ヘルメット
- ・シールド（盾）
- ・プロテクター（防刃ベスト含む）
- ・クマ撃退スプレー
- ・動物駆逐用煙火（追い払い用火火）
- ・注意喚起用看板（クマ出没注意、クマ出没中等）
- ・立入り制限の規制用品（立入禁止テープ、カラーコーン、コーンバー等）



プロテクターの写真は環境省自然環境局「クマ類の出没対応マニュアル」より

4 情報把握と普及啓発

(1) 出没情報の把握

足跡や糞、農作物被害等クマの生息状況や目撃情報を収集する。

対応機関	役割
市町村	情報収集 クマ出没マップへの情報入力
県自然環境課	ホームページ等による情報提供

(2) クマに関する正しい知識の普及啓発

研修会の開催やリーフレットの配布等により、クマの生態や被害防除策などクマに関する正しい知識の情報発信と住民への理解に努める。

対応機関	役割
市町村	住民への研修会の開催 リーフレット配布
県自然環境課	市町村向け研修会の開催 ホームページ等による情報提供

第3 捕獲方法の判断基準と対応方法

出没時の対応の流れは、出没状況や出没場所により「第4 出没時対応」によるが、ここでは、捕獲を検討する際の予備知識として、捕獲方法の判断基準と対応方法の具体的な内容や根拠となる法令を示す。

捕獲方法の判断基準は図2のとおりである。捕獲を検討する際には、出没場所が、鳥獣保護管理法第38条に該当するか否かをまず確認する。その次に、現場の状況で、捕獲の実施の可否や適切な対応方法が決まってくる。

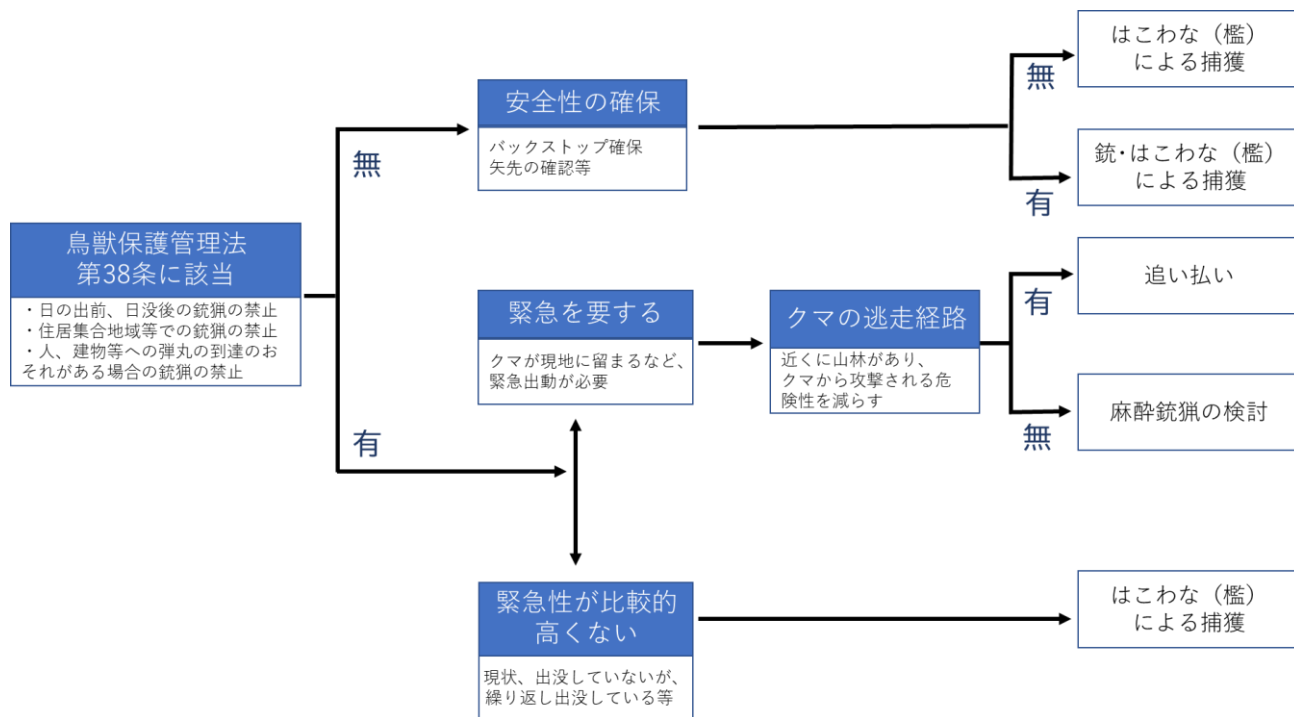


図2 捕獲方法の判断基準

1 追い払い

可能な限り、クマを熟知する実施隊や専門事業者が実施する。追い払いを行う際は、クマに攻撃される危険性を減らすため、クマを取り囲むことはせず、クマが逃走できる経路を確保する。具体的には、クマが移動してきたと思われる方向、山林や河川などがある方向へ誘導する。なお、誘導するルートには、作業者は配置しない。

クマからの攻撃に備え、盾やクマ撃退スプレーを持った補助者を横に配置するなどして、追い払いする人の安全を確保する。

また、追い払いの前には、現場付近の人を退去させ、地域住民への注意喚起を行う。

2 はこわな（捕獲檻）による捕獲

はこわなは、クマの捕獲に対応したドラム缶檻や鉄板の檻等を使用する。

捕獲後の対応（放獣・捕殺）は、捕獲許可時に決めておく。

捕殺をする場合には、止め刺し方法（銃、薬殺、電気殺等）を決めておく。

はこわな設置場所の近隣住民には、はこわなを設置することや近づかないことを周知する。

はこわな設置後は、毎日見回り（可能であれば、無線通信式（Wi-Fi）カメラの設置）をし、状況を確認する。

なお、錯誤捕獲（クマが誤って捕獲された場合）の対応（くくりわなを含む）は、人身被害防止を最優先とする。人身被害のおそれのため、殺処分する場合には、必ず捕獲許可を行うこと。

放獣する場合には、原則として、地域住民の理解を得ながら、捕獲した市町村内かつ人里から離れた再出沒しにくい場所に放獣する。

3 銃器による捕獲

（1）銃猟が禁止となる場合（鳥獣保護管理法第38条に該当する場合）

鳥獣保護管理法第38条は、次の3点の銃猟を禁止している。

ある行為が法令違反に該当するかは、厳密には裁判の判決により決せられるものであるが、銃器使用の法的妥当性を判断するには、判例に基づき、検討する必要がある。なお、少しでも疑義がある場合には、警察と必ず事前に協議を行う。

①日出前及び日没後の銃猟

【判例】

日出及び日没の解釈

事実上の日光の明暗によって、定めるものではなくて、暦でいわゆる日の出入に一致する。（大審院大正11年6月24日判決）

②住居集合地域等での銃猟

【判例】

住居集合地域等（厳密には、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第16条「人家稠密ノ場所」）の解釈

人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒ある場所は、「人家稠密ノ場所」に該当する。（最高裁平成12年2月24日判決）

③人、ペット・家畜などの動物、建物、自動車等が弾丸の到達する

おそれのある範囲にある場合

【判例】

具体的危険性の有無

銃丸の達すべき虞れのある人畜、建物、汽車、電車若しくは艦船に向かってする銃猟行為一切を、その行為の具体的状況のもとにおける具体的危険の有無を問わず、禁止するものである。（東京高裁昭和49年5月21日判決）

鳥獣保護管理法

（銃猟の制限）

第三十八条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

(2) 安全性の確保

住居集合地域等ではない地域での捕獲の場合であっても、銃の使用による捕獲従事者及び周辺住民の安全性を確保する必要がある。

矢先の危険防止のため、バックストップを確保する。

弾丸を発射する角度は、地面への撃ち下ろしを基本とする。やむを得ない場合には、弾の種類による最大到達距離の範囲内の安全確保を図る。

周囲や矢先に人がいないことを確認する。

警察の協力を得て、道路の封鎖や住民の避難誘導を行う。

(3) 警察官職務執行法第4条第1項の措置

現実・具体的に危険が生じ特に急速を要する場合には、警察官職務執行法第4条第1項（以下「警職法第4条」という。）を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官が捕獲従事者に対し猟銃を使用して住宅街に現れたクマを駆除するように命じることは行い得るものと解されている。

ただし、警職法第4条の適用は、最終手段であり、銃器以外でのあらゆる捕獲方法を検討、実施してもなお、捕獲ができない場合に初めて適用が視野に入ってくるものであり、積極的な猟銃使用を可能とするものではない。

また、警察官が現場へ同行する必要があること、現場に同行した警察官による即座の適用判断は困難であること、周囲の安全確保・銃猟の発射による危険防止に努めることが必要であることから、適用に当たっては、警察だけではなく、県、市町村の行政等関係機関との入念な協議が必要となる。

想定される場面として、クマが建物等へ侵入し、立てこもっている場合や、捕獲従事者の到着が日没後になり、捕獲を日出まで待つことができない場合などがあげられる。

警察官職務執行法 (避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 参考（緊急避難（刑法第37条））

警察官よりも先に捕獲従事者が現場に臨場する場合も想定されるため、捕獲従事者の判断で緊急避難の措置として、猟銃等を使用してクマを駆除することは妨げられないとされている。

しかし、緊急避難は、現在の危難を避けるための、止むを得ない行為であることを理解し、法の規定・趣旨を著しく損ない、あるいは逸脱したり拡大解釈したりすることがない様、留意する必要がある。

刑法

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

4 麻醉銃猟

(1) 麻醉銃の使用

クマからの攻撃に備え、緊急時に対応する銃器を保持した者を安全確保者として配置する。

麻醉銃の使用は、麻醉薬の種類及び量により鳥獣保護管理法第36条の危険猟法に該当する場合がある。その場合、同法37条に定める危険猟法の許可が必要となるが、環境大臣の許可であるため、クマの出没時には、現実的ではない。

そのため、クマの出没時の麻醉銃の使用は、危険猟法に該当しない麻醉薬の種類及び量を検討する。

加えて、麻醉銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲許可(クマは人畜被害に限り、市町村長権限)が必要となることに留意されたい。

鳥獣保護管理法

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

(危険猟法の禁止)

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法(以下「危険猟法」という。)により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

(危険猟法の許可)

第三十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

(2) 住居集合地域等での麻醉銃の使用

住居集合地域等での麻醉銃の使用は、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の都道府県知事の許可を受けなければならない。

【麻醉銃許可の考え方】

住居集合地域等における麻醉銃猟の対象は、ニホンザルが想定されており、原則、自由に動ける状態のうろついているクマについては許可しない。その理由は、大型獣類への麻醉銃の使用は、麻醉薬の効力が現れるまでに時間を要することから、捕獲等の従事者が反撃を受けたり、地域住民への危害等を含む甚

大な二次的被害が発生したりする可能性があるためである。

住居集合地域等でのクマへの麻酔銃の使用は、麻酔銃を撃った際のクマの反撃等による人命に関わる危険性等を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔銃の使用が可能と判断される場合、具体的には、はこわなや小屋等の狭い閉鎖空間に閉じ込められ、行動が著しく制限されており、捕獲等の従事者及び周辺住民の安全が確保できる場合などが想定される。

なお、住居集合地域等における麻酔銃の使用を想定したはこわな等の設置については、事前に県に相談されたい。

麻酔銃を使用する際の留意点

- ①クマの半径 10m 以内に、射手と安全確保者以外は入らないこと
- ②周辺住民や関係者への危害防止に努めること。
- ③現場責任者を配置し、必要な体制や装備を準備して実施すること
- ④周囲の状況をよく確認し、特に跳弾には注意すること
- ⑤通勤通学者が被害に遭わないように、進入路等について配慮すること
- ⑥事故が発生した時には、速やかに地元警察署に通報すること
- ⑦外れた弾は確実に回収し、麻酔の徹底管理を行うこと

鳥獣保護管理法

（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可）

第三十八条の二 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻酔銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第4 出沒時対応

クマ出没時から人身被害が発生した場合の一連の対応イメージは図3のとおりである。具体的対応は、事例分けによる。

なお、「１－（４）捕獲方法の検討」、「２－１－（３）捕獲方法の検討」、「２－２－（３）現場対応」は、「第３ 捕獲方法の判断基準と対応方法」の考えに基づいた対応を示している。

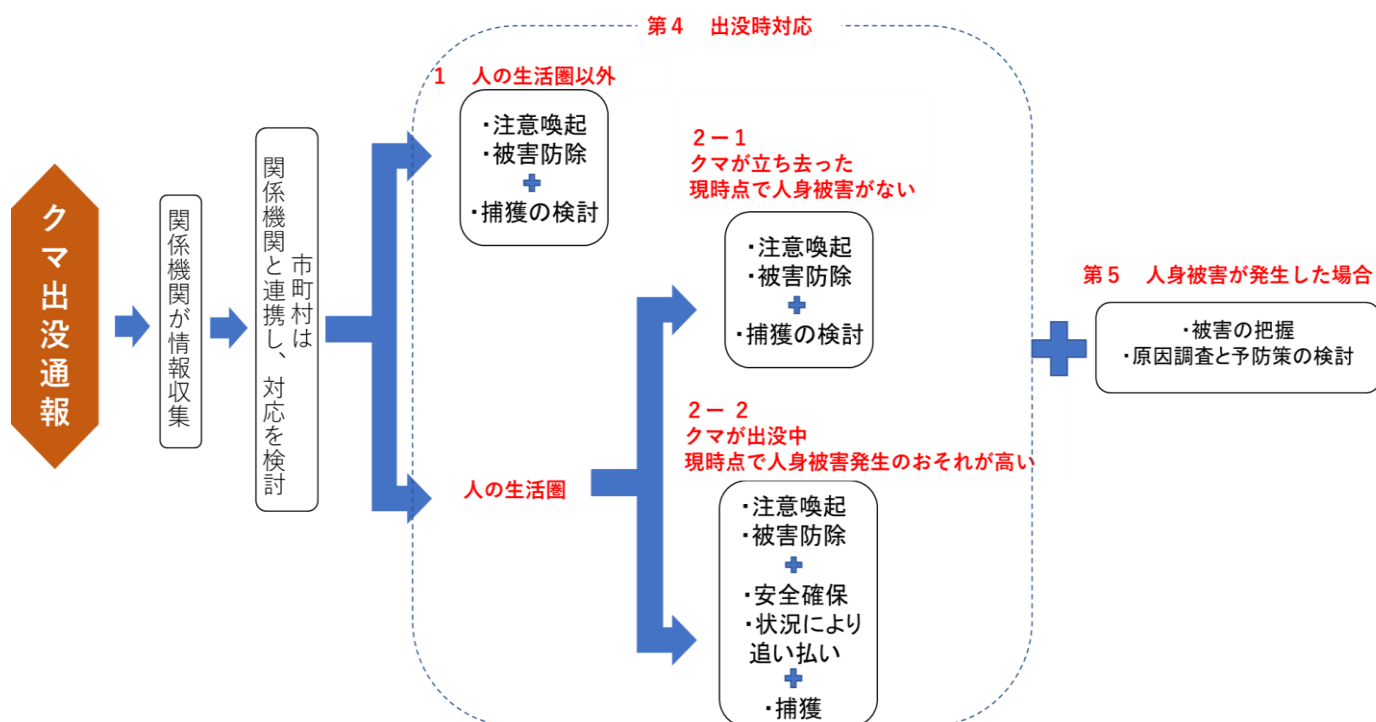


図3 出没时间の対応フロー図

出没時の対応は、危険性、緊急度により、次の3パターンに分ける。

- 1 クマの生息地（山）や人の生活圏以外での出沒
- 2 人の生活圏での出沒
 - （１） 出沒時点では、緊急性がない
 - （２） 出沒時点で、緊急を要する

1 クマの生息地（山）や人の生活圏以外での出没

想定事例：登山道でクマの目撃が頻発している

山間部の田畑で農作物被害が発生している

(1) 出没情報の把握

住民等から出沒情報を受けた地域の機関（市町村、警察署、環境森林事務所）は、次の必要な情報を聞き取る。

- ① 出没时间
- ② 目撃場所及びその状況
- ③ 目撃頭数
- ④ クマの状況（どこから現れて、どこを通過して、どこに行ったか、何をしていたか）
- ⑤ 通報者（氏名、住所、電話番号等の連絡先）
- ⑥ 人身被害の有無
- ⑦ 痕跡（足跡、糞、食跡等）

市町村以外の地域の機関が出没情報を受けた場合は、市町村へ情報共有を行う。

（２）注意喚起

出没状況に応じて、次の注意喚起を行う。

- ① 立て看板等の設置による注意喚起
- ② 近隣住民等へ情報提供（ホームページ、防災無線、回覧板等）

対応機関	役割
市町村	立て看板等による注意喚起 回覧板等による情報提供
県自然環境課	ホームページや報道提供等による注意喚起

（３）入山自粛の呼びかけの検討

行政が住民に対して、一律入山を禁止する法的根拠はない。そのため、原則、入山自粛の依頼となる。ただし、地権者の意向を確認し、立ち入り禁止を表示することは可能である。この場合、民有地の場合には、地権者の特定に時間がかかる場合が想定されることから、国・県・市町村有林に限って、立ち入り禁止とすることが現実的である。

なお、地権者が立ち入り禁止とした場所に、正当な理由なく入った者は、軽犯罪法に抵触するおそれがある。

軽犯罪法
第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。
三十二 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者

対応機関	役割
市町村	入山自粛の検討・調整 立て看板等の設置 回覧板等による情報提供
県環境森林事務所	市町村支援 県有林入山自粛の調整
県自然環境課	ホームページ等による注意喚起

(4) 捕獲の検討

農林業被害の発生等により必要があれば、捕獲を実施する。

捕獲方法は、はこわな（ドラム缶檻を含む）または、バックストップの確保等安全性が確保できる場所の場合には、銃器（装薬銃）を検討する。

対応機関	役割
市町村	捕獲隊等への出動依頼 捕獲許可（人畜被害に限る）
警察	安全確保
県環境森林事務所	捕獲許可（人畜被害以外）
捕獲従事者	捕獲行為の実施

2-1 人の生活圏で出没かつ、出没時点では、緊急性がない

（クマが現地にいない場合）

想定事例：クマ出没の痕跡等があるが、既に立ち去っている
連日、クマの出没が発生している

(1) 出没情報の把握

上記第4-1-(1)と同様の情報を聞き取る。

市町村以外の地域の機関が出没情報を受けた場合は、市町村へ情報共有を行う。

市町村は、必要に応じて、群馬県クマ出没マップへ情報を入力する。

(2) 注意喚起

出没状況や出没場所の周辺環境に応じて、次の注意喚起を行う。

①地元住民等へ迅速な情報提供

（メール、注意看板の設置、SNS、ホームページ、防災無線等）

②パトロール（広報車による街宣、学校の通学路の見回り等）

③リーフレットや回覧板等による呼びかけ

具体的には、朝・夕の外出回避

鈴等音が出るものやクマ撃退スプレーの携帯

被害防除対策の徹底

例：農作物残渣、生ゴミ等誘引物の除去

実のなる木(柿、栗等)の実の除去

電気柵の設置（農地への被害・誘引物対応）

藪等の刈り払い（見通しをよくする）

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール
警察	パトロール
県環境森林事務所	鳥獣保護管理指導員へパトロール依頼
県自然環境課	県域に係る注意喚起

(3) 捕獲の検討

連日、出没しており、人身被害の発生のおそれが高まっている場合などには捕獲を実施する。

捕獲方法は、はこわな（ドラム缶檻を含む）。ただし、捕獲後の止め刺しは、住居集合地域等に該当する場合又はそのおそれがある場合には、麻酔銃による不動化の上、銃によらない方法（電気止め刺し機、ナイフなど）で実施又は、住居集合地域等外に移動の上、銃で実施する。

住居集合地域等での麻酔銃の使用を前提としたはこわなの設置は、事前に県に連絡をする。

対応機関	役割
市町村	捕獲隊等への出動依頼 捕獲許可 県への事前連絡（麻酔銃使用）
捕獲従事者	はこわなの設置 捕獲後の止め刺し
警察	住民の安全確保
県環境森林事務所	現地応援・連絡調整
県自然環境課	麻酔銃の使用許可
麻酔銃使用事業者	麻酔銃による不動化

2-2 人の生活圏で出没かつ、出没時点で緊急を要する

（クマが現地におり、緊急出動が必要な場合）

想定事例：住居集合地域等で、クマがうろついている

クマが建物に立てこもっている

(1) 出没情報の把握

上記第4-1-(1)と同様の情報を聞き取る。

市町村以外の地域の機関が出没情報を受けた場合は、市町村へ直ちに通

報する。

県環境森林事務所は、地元警察署へ情報共有されているか確認する。

(2) 注意喚起

次の注意喚起を行う。

- ①地元住民等へ迅速な情報提供（メール、SNS、ホームページ、防災無線等）
- ②パトロール（広報車による街宣、学校の通学路の見回り等）

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール
警察	パトロール
県環境森林事務所	鳥獣保護管理指導員へパトロール依頼 隣接市町村への注意喚起
県自然環境課	県域への注意喚起

(3) 現場対応

次のとおり、安全の確保を図った上、捕獲を検討する。

- ①地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）は、情報を把握次第、現場に急行する。
- ②装薬銃の使用が可能か（鳥獣保護管理法第 38 条に該当するか）確認する。
- ③現地の立入り制限や交通規制、近隣住民の避難措置等を行い、住民の安全確保を図る。
- ④装薬銃が使用できない場合には、追い払いや監視による周辺の安全確保を図る。装薬銃の使用が可能な場合には、バックストップの確保や弾丸の角度等を確認する。
- ⑤建物への立てこもりや交通事故等により、クマの行動域が制限されており、捕獲従事者及び近隣住民の安全性が確保できる状態の場合には、麻酔銃での不動態を検討する。
- ⑥あらゆる手段を検討した結果、有効な手段がなく、かつ人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急の対処が必要な場合には、警察官職務執行法第 4 条第 1 項に基づく命令を検討する。

対応機関	役割
市町村	現場対応の主体（現場責任者） 捕獲隊等への出動依頼 捕獲許可
警察	現場への立入り制限、交通整理 住民の避難措置 警職法第4条第1項に基づいた命令
捕獲従事者	追い払い、捕獲行為の実施
県環境森林事務所	現地応援・連絡調整
県自然環境課	麻酔銃の使用許可
麻酔銃使用事業者	麻酔銃による不動化

第5 人身被害発生時の対応

1 人身被害情報の把握

人身被害発生通報を受けた地域の機関（市町村、警察署、環境森林事務所）は、次の必要な情報を聞き取る。一般的には、住民→消防→警察→市町村の情報共有が想定されるため、一次的には可能な範囲で聞き取り、市町村は、随時、より詳細な情報を収集する。

- ①被害発生日時
- ②被害場所
- ③加害クマ頭数
- ④クマの状況（どこから現れて、どこを通過、どこに行ったか、何をしていたか）
- ⑤被害者の特定
- ⑥被害者の被害の状況

2 注意喚起

次の注意喚起を行う。

- ①地元住民等へ迅速な情報提供（メール、SNS、ホームページ、防災無線等）
- ②教育委員会への連絡（集団下校や保護者への送迎の依頼等）
- ③パトロール（広報車による街宣、学校の通学路の見回り等）
- ④リーフレットや回覧板等による呼びかけ（被害防止策の普及啓発）

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール
警察	注意喚起 パトロール
県	県域に係る注意喚起

3 現場の確認

- ①地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）は、情報を把握次第、現場に急行する。
- ②現地周辺の安全確保と周知広報
- ③被害者や関係者への聞き取り、被害状況や現地の痕跡等の確認

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール
警察	注意喚起 パトロール
県環境森林事務所	鳥獣保護管理指導員へパトロール依頼
県自然環境課	県域に係る注意喚起

4 捕獲の検討

- (1) 現場周辺でクマがうろついている場合には、捕獲を検討する。
捕獲の手順は、第4-2-2-(3)と同様とする。
- (2) 人の生活圏の被害発生で、継続して、出没する可能性がある場合には、捕獲を検討する。
捕獲の手順は、第4-2-1-(3)と同様とする。
- (3) 人の生活圏以外での被害発生の場合は、原則、捕獲はしない。ただし、その被害状況や誘引物を除去しても執着する場合や誘引物の除去が難しい場合には、捕獲を検討する。
捕獲の手順は、第4-1-(4)と同様とする。

5 原因調査と対策の検討

被害者への聞き取り、被害発生現場及びその周辺環境を調査し、事故の原因を明らかにすることに努め、再発防止策を検討する。県は、検討結果等を県内市町村に情報共有を図る。

対応機関	役割
市町村	被害者への聞き取り、現場調査
県自然環境課	市町村支援、他市町村への情報共有